

## 沼津市就学援助費支給要綱

平成29年 3月31日教育長決裁

### (目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒（学校教育法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。以下同じ。）若しくは就学予定者（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者をいう。以下同じ。）の保護者（学校教育法第16条に規定する保護者又は児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項第3号に規定する養育者をいう。以下同じ。）に対して、必要な援助（以下「就学援助」という。）を行うことにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

### (就学援助の対象者)

第2条 就学援助の対象となる者は、沼津市立小学校、沼津市立中学校又は沼津市立沼津高等学校中等部に在学する児童又は生徒若しくは就学予定者の保護者並びに学校教育法施行令第9条の承諾を得て沼津市以外の地方公共団体（以下この条において「他の地方公共団体」という。）が設置する小学校、中学校等に在学する児童又は生徒若しくは就学予定者の保護者（他の地方公共団体から就学援助を受けていない者に限る。）であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 要保護者 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する者
- (2) 準要保護者 前号に規定する者に準ずる程度に経済的に困窮していると沼津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認める者

### (就学援助の費目等)

第3条 就学援助費の支給の対象となる費目、対象学年等、支給額及び内容等は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第1号に規定する要保護者において、別表第1項から第7項までに規定する費目（第5項の修学旅行費を除く。）のうち、生活保護法に基づく教育扶助を受けている費用については、就学援助の対象としないものとする。

(就学援助の申請)

第4条 就学援助を受けようとする者は、学校長を経て教育委員会に対し、就学援助の認定及び就学援助費の支給の決定の審査に必要な書類を添えて申請を行うものとする。

(就学援助の認定及び支給の決定等)

第5条 教育委員会は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、就学援助の認定及び就学援助費の支給の決定を行うとともに、支給の可否について、学校長を経て申請者に通知するものとする。

2 教育委員会は、審査に必要な書類の提出を申請者に求めることができるものとする。

(就学援助の期間)

第6条 前条の規定により就学援助の認定及び就学援助費の支給の決定を受けた者(以下「支給決定者」という。)が就学援助を受けることができる期間は、年度当初から当該年度の末日までとする。

2 就学援助の期間の中途からの支給決定者が就学援助を受けることができる期間は、決定の日の属する月の翌月初日から当該年度の末日までとする。

(就学援助費の支給方法等)

第7条 教育委員会は、支給決定者に対し、前条による期間に応じて第3条に規定する就学援助費を支給するものとする。なお、支給決定者は、別表第1項から第7項までに規定する費目の就学援助費の請求、受領及び執行を学校長に委任することができるものとする。

2 別表第8項に規定する医療費の支給については、かかる医療機関が指定する口座に直接振り込むものとする。

(報告義務等)

第8条 支給決定者は、第2条に規定する対象者でなくなったとき又は就学援助を必要としなくなったときは、直ちに学校長を通じて、教育委員会に当該事実を届け出なければならない。

2 教育委員会は、前項による報告を受けたときは、第6条の規定にかかわらず、当該事実が発生した時点をもって就学援助の決定を取り消すことができるものとする。

(就学援助費の返還)

第9条 教育委員会は、偽りその他不正な手段により就学援助を受けた者がいるときは、その者に対して既に支給した就学援助費の全部又は一部を返還させることがで

きるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、就学援助費の支給に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年8月19日から施行する。

別表（第3条関係）

支給の対象となる費目	対象学年等	支給額及び内容等
1 学用品費	全学年	毎年度国が定める基準額を支給する。
2 通学用品費	新入学学用品の支給がない者	毎年度国が定める基準額を支給する。
3 校外活動費	全学年	(宿泊を伴わないもの) 毎年度国が定める基準額を上限に支給する。(宿泊を伴わない学校行事として参加するために、児童生徒から一律に徴収する交通費及び見学料の実費)
		(宿泊を伴うもの) 毎年度国が定める基準額を上限に支給する。(宿泊を伴う学校行事として参加するために、児童生徒から一律に徴収する交通費及び見学料の実費)
4 新入学児童生徒学用品費	小学校1年又は中学校1年で就学援助を年度当初から決定された者及び就学予定者	毎年度国が定める基準額を支給する。ただし、新小学校1年となる者において、「沼津市ひとり親家庭等就学支援助成金支給要綱(平成28年沼津市告示第279号)」による補助を受けた場合は、当該補助分は就学援助の対象としないものとし、それ以外の費用について毎年度国が定める基準額を上限に支給する。(領収書徴収により重複確認を行う。)
5 修学旅行費	小学校及び中学校を通じて各々1回	学校行事としての修学旅行に参加するために直接必要となる経費のうち、交通費、宿泊費及び見学料等にかかる実費を支給する。
6 学校給食費	全学年	学校給食費として必要となる経費で、保護者が負担した給食費の実費を支給する。
7 通学費	全学年	片道の通学距離が4キロメートル以上の児童又は6キロメートル以上の生徒に対して、バス等の利用にかかる実費を支給する。(最も経済的な方法によるバス等の利用にかかる費用)

8 医療費	全学年	学校保健安全法施行令（昭和33年政令第 174号）第 8 条に規定する疾病の治療に要した費用のうち、各種健康保険適用額控除後の保護者負担額の実費を支給する。ただし、要保護者のうち生活保護法に基づく医療扶助を受けている者における医療費の支給にあつては、疾病の治療に要した費用の全額を支給する。
-------	-----	---

備考 国が定める基準とは、毎年度国が定める要保護児童生徒就学援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱（昭和62年 5 月 1 日文部大臣裁定）に係る要保護児童生徒就学援助費補助金の国における予算単価をいう。